

基 発 0 3 1 9 第 4 号
平 成 2 7 年 3 月 1 9 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「登録製造時等検査機関等に対する監査指導実施要綱」の一部改正について

標記については、平成17年6月10日付け基発第0610001号「登録製造時等検査機関等に対する監査指導の実施について」（以下「平成17年通達という。」）により実施してきたところであるが、
[REDACTED] 監査指導をより効果的かつ効率的に実施する観点から、平成17年通達の「登録製造時等検査機関等に対する監査指導実施要綱」を別添新旧対照表のとおり改正することとしたので、適正な監査指導の実施に遺漏なきを期されたい。

別添

○「登録製造時等検査機関等に対する監査指導実施要綱」
(平成17年6月10日付け基発第0610001号) 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
-------	-----







